行　政　常　任　委　員　会　報　告

平成 28 年 3 月 3 日
午前 10 時 30 分開議
5 階　委　員　会　室

◎日程

１　消防本部

（１）　夕張市消防本部・署の機構改正について

（２）　夕張市火災予防条例の一部改正について

２　教育委員会

（１）　夕張市南部市民体育館設置条例の廃止について

（２）　夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正について

（３）　指定管理者の指定（夕張市営野球場）について

（４）　指定管理者の指定（夕張市紅葉山パークゴルフ場）について

（５）　指定管理者の指定（夕張市民健康会館）について

（６）　地域おこし協力隊の採用について

３　まちづくり企画室

（１）　夕張市過疎地域自立促進計画について

（２）　夕張市企業開発促進条例の一部改正について

（３）　幸福の黄色いハンカチ広場に係る指定管理者の指定について

（４）　夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定について

（５）　ユーパロの湯に係る指定管理者の指定について

（６）　夕張市公共施設等総合管理計画について

（７）　夕張市人口ビジョン及び地方版総合戦略について

（８）　地域おこし協力隊の採用について

４　建設農林課

（１）　夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部改正並びに夕張市福祉住宅条例の廃止について

（２）　損害賠償額の決定について

（３）　市道路線の廃道について

（４）　除雪状況について

（５）　道道夕張長沼線（清水沢地区）工事について

５　保健福祉課

（１）　夕張市介護保険条例等の一部改正について

（２）　夕張市地域密着型サービスの事業の人員、整備及び運営の基準に関す

る条例の一部改正について
６　市民課
（１）　指定管理者の指定について
７　総務課
（１）　夕張市行政不服審査会条例の制定について
（２）　行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
（３）　夕張市職員給与条例の一部改正について
（４）　夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
（５）　退職手当支給条例の一部改正について
８　財務課
（１）　夕張市固定資産評価審査委員会手数料条例の制定について

◎出席委員（８名）
大　山　修　二　君
高　間　澄　子　君
本　田　靖　人　君
小　林　尚　文　君
今　川　和　哉　君
熊　谷　桂　子　君
君　島　孝　夫　君
千　葉　　勝　君

◎欠席委員（０名）

【委員長挨拶】
（大山委員長）
それでは、ただいまから行政常任委員会を開催いたします。
本日の出席委員は8名全員であります。ほかに議長が出席されております。
理事者側からは、教育長、理事、消防長のほか、関係の室長、課長等が出席されることとなっております。
本日の委員会の進め方についてでありますが、消防本部、教育委員会、まちづくり企画室、建設農林課、保健福祉課、市民課、総務課、財務課の順に報告を受け、これに対する質疑を行ってまいりたいと思いますが、そのようにとり進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
異議がありませんので、そのようにとり進めてまいります。
それでは、初めに消防本部より報告を受けてまいります。

【消防本部】
1. 夕張市消防本部・署の機構改正について
2. 夕張市火災予防条例の一部改正について

（消防次長）
消防本部から2件報告いたします。
まず初めに、消防本部・署の機構改正について報告いたします。順番が後先して申しわけありませんが、資料1の2をご覧ください。
現在の改正は網かけしているところですが、消防本部が管理課管理グループの1課1グループ、消防署は警防課警防グループと予防グループの1課2グループ、合わせて2課3グループとなっております。
戻っていただきまして、資料1の1をご覧ください。
改正後の組織は、網かけのところで、消防本部が総務課管理係、総務係、予防課予防係、保安係の2課4係となり、消防署は警防課救急係、警防係、予防係の1課3係となり、合わせて3課7係となります。
改正の理由といたしましては、限られた人員の中で、各グループの事務執行に当たっては、従来の係制の踏襲とならざるを得ない状況の中でその権限の範囲が拡大、あるいは分散することとなり、責任の所在が不明瞭になっていることのほか、人材活用や育成の件からもグループ制の本来持つべき役割が形骸化してきていることを踏まえ、将来に向けての消防組織のあり方を再度見直すこととしたものです。
この件についての報告は以上です。
次の夕張市火災予防条例の一部改正については、斎藤署長から報告いたします。
（消防署長）
それでは、2番目の夕張市火災予防条例の一部改正について、ご報告いたします。資料2の1をご覧ください。
今回の改正の経緯につきましては、対象火気象例が施行後10年以上経過し、当初想定していなかった器具等が流通してきた現状を踏まえて象例が改正され、それに合わせて火災予防条例を改正するものです。
改正の内容につきましては、別表第3の対象火気設備等の名称変更と追加

及び備考欄の分割となっております。
　名称の変更につきましては、厨房設備のドロップイン式コンロを組込型コンロに改めております。また、電気コンロ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器を電気調理用機器に改めております。
　次に、追加についてです。
　一つ目は、ガスグリドルコンロです。これは、従来からあるガスグリル、いわゆる直火による調理する魚焼き器ではなくて、直火でプレートを加熱して輻射熱で調理するものが加わっております。
　二つ目が入力5.8kW以下の電磁誘導加熱式調理器具、いわゆるＩＨクッキングヒーターです。これが加わっております。従来のＩＨクッキングヒーターは入力が4.8kW以下が主流でしたが、現在、製造メーカーの製品ラインナップの８割以上が5.8kW以下となっているために追加されたものです。
　次に、備考欄ですけれども、今回の改正に合わせまして、見やすくするために各機器ごとに分割したものです。その詳細については、資料２の２にございます。
　この件についての報告は、以上です。

〔報告に対する質疑〕
（大山委員長）
　それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。
　ございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　ないようですので、これで消防本部を終わります。

【教育委員会】
1.夕張市南部市民体育館設置条例の廃止について
2.夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正について
3.指定管理者の指定（夕張市営野球場）について
4.指定管理者の指定（夕張市紅葉山パークゴルフ場）について
5.指定管理者の指定（夕張市民健康会館）について
6.地域おこし協力隊の採用について

（大山委員長）
　それでは、次に、教育委員会より報告を受けてまいります。

（教育長）
　記載の報告事項につきまして、教育課長より報告させていただきます。
（教育課長）
　それでは、私の方から報告をさせていただきます。
　まず１点目ですが、夕張市南部市民体育館設置条例の廃止についてであります。
　1ページから4ページの資料1につきましては、現在の条例となっております。それでは説明させていただきます。
　夕張市南部市民体育館につきましては、利用者の減少により運営が不可能となったことから、平成27年3月31日に指定管理者を指定取り消しとし、以後、休止施設となっておりますが、建物の老朽化のため再開することが困難と判断することから、本案のとおり条例を廃止しようとするものであります。
　続きまして、2点目、夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正についてであります。
　5ページから15ページ、資料2になりますが、平成28年度の営業については、2月22日に開催の行政常任委員会で報告をさせていただいたところであります。これにかかわり夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正が必要になるものであります。石炭博物館の再開が見込めなくなったこと並びに個人の見学者を期間を限定して受け入れるため、開館期間を定める必要があること、また、平成28年度に模擬坑道の改修、そして、平成29年度には石炭博物館本体の改修を予定していることから、石炭博物館全体を見学することができないため、これまでよりも安価な使用料に設定する必要があること、それから、石炭博物館の団体による見学者へのサービス維持向上を目的とした案内ガイドを設置するため、ガイド料の設定が必要なことから、本案のとおり条例の一部を改正しようとするものであります。
　12ページ新旧対照表をご覧ください。
　左側が現行、右側が改正後になっております。
　まず、第2条でありますが、3の炭鉱生活館を削除し、それ以降を繰り上げております。
　次に、13ページ第5条でありますが、見出しの開館時間を開館時間及び開館期間に改め、第1項表中第2条と同様に、3の石炭博物館を削除し、それ以降を繰り上げております。加えて、第2項を前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができるとしております。
　次に、第3項として、施設の開館期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を設けることができるとし、記載のとおり、第 1 号団体への開館期間を通年、第 2 号個人への開館期間をゴールデンウィーク、夏休み期間、シルバーウィーク等で、別に定めるとしております。

次に、14 ページ、第 7 条でありますが、見出しの使用料を使用料及びガイド料としており、ガイド料とし、記載のとおり第 1 項から第 4 項までとしたところであります。

次に、第 8 条でありますが、第 7 条で、使用料及びガイド料としたことから、見出しの使用料の還付を、使用料等の還付としたところであります。

次に、15 ページの別表でありますが、改正後（案）のとおりですので、ご覧をいただきたいと思います。

夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正については、以上であります。

なお、1 の夕張市南部市民体育館設置条例の廃止及び 2 の夕張市郷土文化施設設置条例の一部改正につきましては、平成 28 年第 2 回定例審議会に議案を提案しようとするものでありますので、お含みをいただきたいと思います。

続きまして、3、それから 4、それから 5、指定管理者の指定についてでありますが、一括して説明をさせていただきます。

資料でありますけれども、16 ページから 21 ページの資料 3 としております。それぞれ選定通知の写しと選定者側の指定申請書の写しを添付しておりますが、これらの 3 施設につきましては、指定管理者を指定するに当たり、夕張軟式野球連盟及び市民健康会館運営委員会が平成 19 年 4 月 1 日から、紅葉山パークゴルフ場を守る市民の会が平成 26 年 5 月 13 日から指定管理者として維持管理を行い、管理業務に精通していることから、夕張市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号により、公募によらない指定管理者として選定し、2 月 19 日開催の第 2 回定例教育委員会にて協議決定の後、選定通知を送付したところ、それぞれから指定申請書が提出をされたところであります。

なお、指定期間についてでありますが、夕張市営球場及び夕張市紅葉山パークゴルフ場につきましては、平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間、夕張市民健康会館につきましては、施設の老朽化等があることから、市民健康会館運営委員会等と協議の結果、1 年更新とし、当年平成 28 年 1 月 1 日から 1 年間と考えております。

つきましては、夕張市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第 7 条により、当該候補者を指定管理者に指定するに当たり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決が必要となりますことから、第 1 回定例市議会で議案を提出することとしておりますので、よろしくお願

いいたします。
　続きまして、6番目地域おこし協力隊員の採用についてであります。
　22ページ、23ページ、資料6をご覧　ください。
　この度、地域おこしの支援等のため、夕張市地域おこし協力隊の募集をこの2月1日から15日において行ったところであります。
　1の募集人員でありますが、市全体で四つの支援で5名の募集としたところであります。
　2、活動内容をご覧ください。
　ＡからＤまでの四つの支援に分かれておりますけれども、Ａの交流人口拡大支援につきましては、後ほどまちづくり企画室から説明がありますので、私からは教育委員会関係について報告をさせていただきます。
　活動内容についてでありますが、記載のとおり、Ｂの文化振興支援につきましては、①から⑤までの業務で1名、Ｃの子ども・子育て支援で1名、Ｄの夕張市体育協会支援で2名の計4名を募集したところであります。
　3の応募資格から9の応募先及び問い合わせ先までは、23ページの資料をご覧いただければと思います。
　募集の結果でありますが、文化振興支援に2名、それから子ども・子育て支援に2名、夕張市体育協会支援に2名、計6名の応募があったところであります。先日2月29日及び3月1日には、応募者全員の面接を行い、現在4月1日付での採用に向け、事務的な作業等を進めているところであります。
　私からは、以上であります。

〔報告に対する質疑〕
（大山委員長）
　それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。
（本田委員）
　地域おこし協力隊について質問いたします。
　22ページの1番下の部分に、上記の業務を基本とするが、夕張市に定住するために必要な起業や就業に向けた活動については優先業務として認めますというふうな記載がございますが、既に地域おこし協力隊の方、今までも採用されていたかと思うのですが、具体的にどのような活動、こういった起業や就業に向けた活動では、どういった活動をされた方がいましたでしょうか。
（教育課長）
　地域おこし協力隊、今、まちづくり企画室の方に現在2名、それから教育委員会に1名、教育委員会の部分につきましては、石炭博物館の関係の仕事をしていただいているということになります。

昨年から採用をして、今現在、働いていただいているところですけれども、まちづくりの、済みません、私、ちょっとここで答えられない部分であります。教育委員会の石炭博物館関係につきましては、市民の方々からの聞き取り等、今現在、石炭博物館にかかわる部分で一生懸命仕事をしていただいているというような状況で、起業等というところの部分までは今のところ行っていないかなという感じです。

（大山委員長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（千葉委員）

関連してなんですけれども、先ほど 6 名の応募があったという報告なんですけれども、年齢及び居住地等がわかれば教えていただきたい。例えば、道外なのか道内なのか、わかれば教えていただきたいと思います。

（教育課長）

道外の方が 2 名、それ以外は道内の方でしたね。年齢は幅広くおられました。

（大山委員長）

よろしいですか。

ほかに。

（熊谷委員）

済みません。私も地域おこし協力隊員でお聞きたいのですが、今、道外から 2 名で年齢は幅広くということでした。それに加えて男女別と、それから、年齢何歳から何歳ぐらいなのか、その辺もお聞きできればと思うのですが、大体で結構です。

（教育課長）

女性は一人でした。それ以外は男性ということであります。それから年齢ですけれども、24 歳から 57 歳となります。

（大山委員長）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

（今川委員）

面接されていて、今のところで起業を目標としている方というのはいらっしゃいましたでしょうか。

（教育課長）

地域おこし協力隊自体がそのような目的のためにということがありまして、皆さん、それなりに起業には意識を持っているということではあります。

（大山委員長）
　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
（小林委員）
　一つ確認で、指定管理の関係でちょっとお聞きしたいのですけれども、それぞれ施設等、それぞれ指定管理で行われている方、大変やりくり大変かと思っています。その部分含めて特に紅葉山のパークゴルフ場の件に関しましては、経過経緯があったかと思いますけれども、特に、以前スタートさせるときにパークゴルフ協会さんとのこともあって、どういう形がいいのかという議論があったかと思っています。今回、5年間の指定管理ということで、大変、そのときの状況を考えて、本当に私どもも若干かかわっていた経緯もありまして、特に維持管理するときの紅葉山さんというか、パークゴルフ場の方で大変やりくりが大変だろうなと思っていたのですけれども、今回、指定管理をまたこういう中で行われている 5 年間の中で、今までの経緯と、それから、これはやり切れるなという部分がパークゴルフ協会さんも含めて夕張の愛好される方の部分に寄与できるものなのかどうか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。
（教育課長）
　紅葉山のパークゴルフ場についてでありますけれども、現在の守る会の方々とお話をさせていただく中で収支等、私どももちょっと見させていただいて、現在のところ、収支均衡図られているというようなことであります。ただ、私ども教育委員会としましても、お手伝いできるところに関しては、お手伝いするという感じでやらせていただいていますし、それから何というのでしょう、施設のどこまでを求めるかというところなのですが、健康増進には耐え得るだけの施設の管理はできるというような判断をしまして、このような形にさせていただいております。
（小林委員）
　当然、その分でご理解させていただきますけれども、特に今、虹ヶ丘のパークゴルフ場の関係からいって、今、夕張のそういうパークゴルフの人口というのはそうそう多く増えてはいないと考えていますので、そこら辺がお互いそういう部分で施設をうまく有効に利用できるものであればと思っていますので、その辺アドバイスもお願いしたいと思います。
　以上です。
（大山委員長）
　ほかにございませんか。

（厚谷議長）
　済みません。1 点確認させていただきたいのですが、地域おこし協力隊の関係でございます。
　将来的に今後の事業等々記載のとおりからすると、これ傾向として今回、新卒者の方というのはいらっしゃったのかどうか、その 1 点だけお願いします。
（教育課長）
　新卒者の方も中にはおられました。
（大山委員長）
　ほかにございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　ないようですので、これで教育委員会を終わります。

【まちづくり企画室】
1. 夕張市過疎地域自立促進計画について
2. 夕張市企業開発促進条例の一部改正について
3. 幸福の黄色いハンカチ広場に係る指定管理者の指定について
4. 夕張市公設地方卸売市場に係る指定管理者の指定について
5. ユーパロの湯に係る指定管理者の指定について
6. 夕張市公共施設等総合管理計画について
7. 夕張市人口ビジョン及び地方版総合戦略について
8. 地域おこし協力隊の採用について

（大山委員長）
　それでは次に、まちづくり企画室より報告を受けてまいります。
（企画室長）
　まちづくり企画室のほうからは、8 点報告事項があります。そのうち、1、2、3、4、5 まで、5 点につきましては、この後、平成 28 年第 1 回定例市議会の方に議案として提出させていただくものでございますので、よろしくお願いいたします。
　まとめて、私の方から説明したいと思います。事前に資料をお配りしていると思いますので、計画等厚い物もございますが、簡単にポイントだけご説明をさせていただきたいと思います。
　まず、資料 1 夕張市過疎地域自立促進市町村計画の策定についてということでございます。

本文、いろいろ書いてありますが、要点を絞って説明させていただきます。

いわゆる過疎法につきましては、平成 22 年度の法改正によりまして、27 年度まで延長されたところでございます。その法律に基づいて、現行の計画、これが 22 年から 27 年度の計画を策定しておりました。その期間中、平成 24 年に法改正が行われて、期間が平成 33 年 3 月 31 日までと 5 年間延長されたところでございます。

現行の計画が平成 27 年度までの計画だったことにより、そこで夕張市の計画の延長を行わず、平成 27 年、今年度で切れるということから、この段において新しい計画を策定、計画の変更を行うものでございます。

主な変更点といたしましては、中身の現時点の情報に更新をすること、夕張市地方総合戦略に記載されている事業を反映するといった内容になっております。過疎法の第 6 条第 4 項の規定により、事前に北海道との協議が必要となっておりまして、その協議については既に終了しているところでございます。

今後の予定につきましては、過疎法の 6 条の規定に基づいて議会の議決を経た後、過疎計画を定め、法律に基づいて総務大臣、関係大臣にこれを提出するという形になっております。

過疎計画の説明は以上でございます。

続きまして、資料 2、企業開発促進条例の一部改正でございます。

この条例につきましては、市内に事業場を新設し、または増設する者に対して課税免除を行うことにより、企業開発の促進を図り、本市の経済の発展に資することという目的で定められておりまして、現在、対象となっている事業は、製造業、旅館業、情報通信技術利用事業の 3 事業となっております。

今回、現在、マウントレースイスキー場及び各宿泊施設の売却の方針を定めて、現在進めているところでございますが、新たに事業参入しやすいように固定資産税の減免を、一定の期間減免をして、負担軽減をすることによって企業の参入をしやすくするという趣旨で改正の条例の提案をさせていただきたいということでございます。

対象となる事業の追加ということで、索道業、スポーツ施設提供業、索道業はリフト・ゴンドラ、スポーツ施設提供業についてはスキー場という形で今回対象となる事業を決めさせていただきたいということでございます。あとは、改正に伴いまして、記述的な修正を加えているところでございます。

続きまして、資料 3、4、5 についてでございます。こちら、指定管理者の指定についてということでご説明させていただきたいと思います。

まずは資料 3、幸せの黄色いハンカチ広場、こちらの方についてですが、ご承知のとおり、27 年 11 月 30 日をもって、前の指定管理者の指定を取り消し

たところでございます。これにつきまして、平成 28 年 1 月 6 日から 20 日までの間に公募を行いまして、1 団体から提案があったところでございます。その後、選定委員会を開きまして、特定非営利法人ゆうばりファンタを候補者として選定させていただいて、その選定結果を妥当として、上記候補者を指定管理者として指定するため第 1 回定例市議会のほうに議案として提出させていただきたいというものでございます。

続きまして、資料 4、公設市場についての指定管理者についてでございます。

こちらの方は平成 23 年度より指定管理制度によって管理運営を行ってきておりまして、平成 28 年の 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となるものでございます。こちらの方につきましても、平成 28 年 1 月 28 日から 2 月 12 日まで公募をかけさせていただいて、1 団体より応募がありまして、選定委員会を開いたところでございます。

候補者として選定された団体は、夕張友酉市場株式会社でございます。こちらにつきましても、上記候補者選定結果を妥当として、指定管理者として指定するために第 1 回定例市議会の方に議案を提案するものでございます。

続きまして、資料 5、ユーパロの湯に係る指定管理者でございます。

こちらの施設は、平成 27 年 2 月より休止されておりまして、平成 27 年の 11 月 30 日をもって指定管理者を取り消したところでございます。こちらの方は、議会の答弁でも市長の方から一定答弁させていただいておりますが、温泉施設に限らぬ施設としてどのような活用ができるか、今後検討してまいりたいというところで 12 月議会で答弁させていただいているところなのですけれども、その後に事業提案、事業者から提案がございまして、それを受ける形で公募によらない指定管理者の候補者の選定ということで進めさせていただいておりました。選定委員会を平成 28 年の 2 月 23 日に行いまして、株式会社バトナさん、こちらの方の事業提案を選定委員会のほうで選定して候補者とさせていただきました。その候補者の選定委員会の結果を市としても妥当として、上記候補者を指定管理者として指定するため、第 1 回の定例市議会の方に議案を提案するというものでございます。

続きまして、資料 6、夕張市公共施設等総合管理計画についてでございます。そちらの方につきましては、本文の方で若干説明させていただきたいと思います。

まずは、本文、計画の 2 ページでございます。

夕張市の公共施設につきましては、財政再生計画等々で公共施設どうするということが定められておりまして、それと整合性をとる形で本計画を定めさせていただきました。この計画につきましては、国全体として公共施設の老朽化が激しいということで、国はインフラ長寿命化計画を策定するととも

に、地方公共団体に対しても公共施設等総合管理計画策定を要請して、それに則って夕張市としても策定するというものでございます。

その後、人口の状況ですとか、財政の状況を記載させていただきまして、8ページ、公共施設の築年別の整備状況ということで整理させていただいております。こちらの方、下のグラフを見ていただきますとわかるとおり、昭和53年、59年にかなりの数の規模の施設を整備しているところで、今後について方針等々が必要になってくるという形でございます。

続いて、9ページ、用途別の面積の割合でございますが、ちょっと見づらいところもございますが、見ていただいてわかるとおり、約60%、これが市営住宅を占めているというのが本市の特徴になっております。その後、公営住宅、橋梁、公園緑地、上水、下水道、現在の状況を記載させていただいております。

15ページで維持管理補修費、投資の経費ということで、これまで10年間でどれだけ投資的経費、維持補修経費をかけてきたかということと、総務省の監督下による今後のどのぐらい更新等々でお金がかかってくるかということをここで記載させていただいております。

16ページからは基本方針ということで記載させていただいております。こちらの方は、既に夕張市の方は財政再生計画等々で記載しておりますが、集約化とか長寿命化を、施設を選択してやっていくという形でございます。

またトータルの面積でいうと、全国の大体12倍ぐらいの公共施設の面積を持っておりますので、そこをどう削減していくかというところは今後、重要になってくる。

あと、この計画につきましては、計画期間10年としておりますが、早々に個別の公共施設につきましては、議論を含めて、総量、中長期選択でございますが、どの施設を残してどの施設を建替えて　、どの施設を維持補修していくかということを決めて進めていかないと、今後の維持管理経費が莫大になってくるということでございます。

今後のスケジュールです。

総合管理計画、表紙に戻っていただきまして、今後、3月7日から18日でパブリックコメント募集をさせていただきまして、3月中に策定をして市のホームページの方で公表したいという形でございます。

以上でございます。

続きまして、夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略、資料7でございます。こちらの方のご説明をさせていただきたいと思います。

本文2ページをご覧ください。

総合戦略の期間については、平成27年から平成31年の5年間という形を

とっております。

総合戦略を策定するに当たりましては、策定委員会を設置し進めているところでございます。3ページの方に策定フローということで、第1回を9月1日に行います。第2回は12月1日。第3回で3月上旬に行って策定をしていくというものでございます。その間に市民の方々にヒアリングやアンケート調査を行い、その際、市長とのふれあいトークの場で議論を深めさせていただいております。

4ページ目からは人口ビジョンということで、人口について記載させていただいております。夕張市におきましては、昭和35年、これは国調人口でございますが、約11万の人口がおりましたが、平成22年の国調ですと1万922名ということで急激な人口減少、少子高齢化が進んでいる。

さらには、この間発表されました平成27年10月1日現在の速報値では、8,845人となっておりまして、こちらのほうは国立社会保障・人口問題研究所が平成22年のデータをもとに推計した平成27年の夕張市の人口よりもそれを越える形で人口減少が進んでいるという形になっておりまして、推計ですと平成27年が9,257名という形になりますので、大体400名ぐらいの進行が進んでいる。

続きまして、9ページに飛ばせていただきます。

では、夕張市の人口につきまして、自然増減と社会減、どれがどう影響しているかということでここで表にまとめさせていただいております。夕張市の人口につきましては、社会増減の影響が大きいという形で、そういう形で認識というか、そういうものが分析でなされているところでございます。

済みません、飛びまして、16ページ、現行目指すべき方向性ということで記載させていただいておりますが、そういうデータ等々見まして、では今後、どういうことをやっていかなければならないのか、目指すべき方向はどういったものなのかということでここに記載させていただいております。

まずは転出の抑制・定住促進の社会減を抑制するという形と子育てへの障害とかを取るだとか、あと自然減少を抑制していこうということで記載させていただいております。

夕張市といたしましては、将来の展望ということで合計特殊出生率1.93という形を目指して人口、そういう施策をしていこうという形でここで取りまとめさせていただいております。こうすることによりまして、例えば、平成52年の人口、推計値でいくと3,885人を4,446人、それは目標値でございますが、もちろんそれ以上抑制して人口が高止まりしていただければというところを目指して、今後進めていきたいという形でございます。そういう認識をもって、そういう課題をどう解決していくかということで22ページ以降で

総合戦略をつくらせていただいております。
まずは戦略の基本理念といたしまして、できない理由を主語とせず、「夢」を主語にチャレンジするまちに変わるということで、ＲＥ　ＳＴＡＲＴ！Ｍｏｒｅ　Ｃｈａｌｌｅｎｇｅということで、まず定めさせていただいて、また夕張らしさということで「一山一家」のまちづくりということで、基本理念を記載させていただいております。
続いて 24 ページになりますが、この地方版の総合戦略の位置づけとして記載させていただいております、夕張市にとって財政再生計画という一番大きな計画がありますが、それとの関係はどうなのだというところで、基本的には本総合戦略の実行が財政再生計画によって妨げられるという発想そのものを排除するということで財政再生計画、もちろん大切なのですけれども、それに縛られると知恵も出ないということで、とりあえずそこは置いておいて、財源も含めたところでどう前向きに考えていくかということで記載させていただいております。
基本方針ということで、その下に、課題、交流、知恵、学び、らしさの連鎖ということで、こういうことを連鎖させていって、将来的には「ダイバーシティゆうばり」（共生社会）を目指すということで位置づけさせていただいております。
26 ページになりますが、ではどういう総合戦略をもってやっていくかということで記載させていただいておりまして、戦略 1 から 5、戦略 1 が若者の定住と子育て支援、戦略 2 が新たな人の流れ、交流人口の創出、戦略 3 が地域資源を活用した働く場づくり、戦略 4 が夕張の未来を創るプロジェクト、戦略 5 が持続可能なまちづくりということで、戦略の柱を立てさせていただいて、その後、28 ページ以降は細かい事業等々、ＫＰＩ等々を記載させていただいているところでございます。
資料 7 の総合戦略については、以上でございます。
資料 8、地域おこし協力隊についてでございます。
先ほど教育委員会から説明がありましたが、まちづくり企画室の分野として、交流人口拡大支援ということで 1 名とりたいということで募集をさせていただきました。これにつきまして、募集が 5 名ございまして、教育委員会と一緒に面接を行いまして、現在最終調整をしているところでございます。
まちづくり企画室からの説明は以上になります。

〔報告に対する質疑〕
（大山委員長）
それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

（今川委員）
まず資料 3 の黄色いハンカチ広場の指定管理者なのですけれども、これは指定期間 3 年間として募集した経緯と意図、事情というのがありましたらよろしくお願いします。
（担当課長）
指定管理につきましては、特段、年限については定められている部分はございません。例えば、観光施設は通常 10 年とか、建物とかは 5 年というケースが多いのは多いところでございますけれども、幸せの黄色いハンカチ広場につきましては、人が集まる施設でもあり、それから今現状、新しい管理者になることによって、お客さんの集客状況だとか、それから今後のいろいろな見解も考えているところがございまして、余り短期ですと請け負う側にとっても将来不安が残り、しかしながら余りにも長期だと見直し期間が長期にわたるということで、一定程度の期間を置いて、再度現状を確認しながら見直しが図れる期間として 3 年ということで今回は設定をさせていただきました。
以上です。
（大山委員長）
よろしいですか。
（今川委員）
続いて、ユーパロの湯の方なのですけれども、こちら 10 年ということで、これについて候補者はどのように10年という期間に対して思っているのかというのがわかりましたらお願いします。
（担当課長）
ユーパロの湯の方に関しましては、事業者からの提案でございまして、事業者から一定期間にわたり投資も必要でしょうし、やっていくには一定期間必要だという判断で、10 年というご提案をそのまま指定期間ということにさせていただきました。
（今川委員）
続いて、資料 6 と資料 7 についてお聞きします。
6 の 5 番総合管理計画で資料 7 の方は人口ビジョンの方なのですけれども、じゃパブリックコメントを募集するということで、これの公募手段というのはどのような形で行っているのでしょうか。
（担当課長）
パブリックコメントの方は、基本的にホームページに掲載する形をとっておりますが、3 月 4 日、広報誌のほうにここの期間でパブリックコメントをやりますよということは記載させていただいております。また、その中で、ま

ちづくり企画室に来ていただければ物も見れますよという形で記載させていただいております。
　以上です。
（大山委員長）
　よろしいですか。
（今川委員）
　パブリックコメント 24 日締め切りで 3 月下旬にはもう発表ということで、かなりタイトなスケジュールかなと見受けられるのですけれども、来たパブリックコメントはどのように反映するというふうに考えているのでしょうか。
（企画室長）
　来たパブリックコメントにつきましては、早急に市の方で総合戦略の中にどう盛り込むかを決定いたしまして、策定委員会のメンバーの方につきましても、メール等々でこういうパブリックコメントが来まして、こうしたいと考えておりますということを情報提供させていただいて、3 月の末までに調整をしていきたいと考えております。
（大山委員長）
　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
（熊谷委員）
　地方版総合戦略のところで、室長の方から 24 ページの上段、本総合戦略の実行が財政再生計画によって妨げられるという発想はそもそも排除するという文言とそれに関する若干の説明があったところなのですが、市民の側、それから議員の側としまして、この再生計画というのはいつも肩にどのぐらいのしかかっていて、それをそもそも排除するというところが本当にどこまで可能なのか、できるのか、それは総務省の関係でどうなのか、ちょっとその辺すごく心配だと思うのですけれども、それはどのように考えていらっしゃいますか。
（企画室長）
　その部分につきましては、お金、財源という意味ではなくて、まず発想を出さなければ何も始まらないので、最初にお金がないからできないという発想をまずやめてもらいたいと。まず発想が出て、いいことであれば、いい施策であれば、財源をいろいろ探してきて総務省の方にいいものであれば訴えていって、認めてもらうと。計画変更等々もございますが、まずは知恵を出さないというところが強調したいというところでございます。
　以上です。

（財務課長）
　今の熊谷委員の質問に対しても、補足説明をちょっとさせていただきたいと思います。
　この再生計画というこのつくりなのですけれども、日ごろから市長もおっしゃっていると思うのですけれども、2本の柱があって、1本目は財政の再建ですね、借金を返していくと、もう一つは、地域の再生を図っていくという、この両輪でもって推進している計画ということをまず念頭に置いていただきたいんですよ。ですから、もうお金がないから全然事業もできないんだではなくて、これまで定例市議会ごとに何十件と計画変更をやっているはずなのですよ。それで、市民生活の最低限の保障はしているというふうに財務課長としては思っております。ですから、そういう意味でまず今、室長の言いました、まず何をやるのか、どうやって夕張を立て直していくのかという発想が大事なのであって、だから後ずさりして前がどうだったこうだったということはなしにして、前向きに考えていこうじゃないかというのがこの総合戦略の重要なポイントだというふうに思います。
　以上です。
（大山委員長）
　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
（高間委員）
　ちょっと戻るのですけれども、ユーパロの湯の指定管理なのですけれども、これ、具体的に作業のスケジュールというか、そういうのが決まっていれば教えていただければと。
（担当課長）
　議決をいただければ、あとの正式な動き出しということにはなろうかと思いますけれども、指定管理期間は一応4月1日からを想定してございます。その後、例えば、源泉の改修ですとか、一定程度の施設の改修も必要になりますので、そういうことをしながら、こちらの中では、7月の中旬ぐらいには再開ができればなという、ちょっとアクシデントも起きるかもわからない可能性もありますけれども、そういう現段階でのご提案です。
（大山委員長）
　ほかにございませんか。
（熊谷委員）
　地域おこし協力隊のことで、先ほど5名の方から応募があったというお話でした。どういった方たちなのか、年齢ですとか、男女別ですとか。あと800字程度の自分の思いとか書かれているというふうに思うのですけれども、ど

んな内容だったのか、その辺ちょっとお聞かせいただければ。
(担当課長)
今回、資料にありますように 4 分野での募集ということになっておりまして、人によってはここを、例えばＡの業務を希望する、あるいは複数、これでもこれでもこれでもいいよというようなそういった希望もとっておりまして、その方々に応じた面接を実施しましたし、それに応じた結果を今、最終的な事務調整をやっているところでございまして、男女比については、1 名……。
(企画室長)
済みません、今、担当課長から 1 名というのは、先ほど教育委員会が言った 1 名と同じ人です。
(熊谷委員)
この応募 5 名というのは、全体で 5 名ということなのでしょうか。
(担当課長)
今申し上げた重複の申し込みがあるのですけれども、私どもの交流人口拡大の分野での希望があったのは 5 名ということで、ご理解いただければなというふうに思います。トータルでは 11 名あったのですけれども、辞退が 1 名あったということです。
(大山委員長)
よろしいですか。
ほかにございませんか。
(小林委員)
高間委員の関連で、ユーパロの湯の関係ですけれども、大体 4 月の中旬をということで考えておられるようですけれども、この間ですけれども、ユーパロの湯に関しては、これからその分準備が始まるのだなということで認識していますけれども、これから行政側というか、担当課の関わり方、それから市民への部分はどういう部分で、特に市民に利用していただけなければならないと私は考えていますけれども、その辺の関わり方もしあれば、現時点でお聞かせください。
(担当課長)
事業者さんには現地を二度ほど直に見ていただいておりますが、実際に工事がいつからどういう形で何をというところまでは実際まだ詰まっておりませんで、順次必要なところから業者さんと相談をしながら手がけていくことになろうかというふうに思ってございます。
それと、市民の利用という側面なのですけれども、今回の事業者提案の中では、これ、市との協議が必要になってくることがあるんですけれども、一

般料金のほかに市民料金、少し安い形での市民料金を設定したいというご提案をいただいておりますので、これについてはそういうような協議が今後必要になってくるかなというふうに考えてございます。
(熊谷委員)
　済みません、今、そこの関連なのですけれども、今までやってこられた事業者の方たちで送迎バスを出していた方や出していなかった事業者もあるんですけれども、やっぱり夕張の交通事情からいうと、送迎の車があるかないかというのは非常に営業に関わると思うのですけれども、今回の方はどのようにお考えなのか、今もしわかりましたら。
(担当課長)
　事業者さんとは会話の中ではそういった過去の課題とかもいろいろ相談させていただいておりますが、まず事業者さんとしては温泉を再開することが、開けることが一番のまずは目的だということで、更新についても大きなところは課題になっているか、何もかもということはまず考えてございませんで、そのお客さんのバスの送迎等につきましては、開けてお客さんの中身だとか年齢層だとか、市内、市外だとか、そういったことを分析しながら順次考えていきたいというふうにはおっしゃっておりました。
(千葉委員)
　このユーパロの湯を再開するに当たって、今後予想される夕張における雇用状況等がもしわかればお願いします。
(担当課長)
　これもご提案いただいた中身の話になりますけれども、まずは事業者さんの会社の方から3名程度、まず核になる方が来られて準備に当たるだろうと。そのほかに、できれば臨時といいますか、パートといいますか、そういった方はできれば市内の方から雇用していきたいというふうに考えてございまして、人数については数人程度になるのかなというふうに思っています。
(大山委員長)
　よろしいですか。
　ほかにございませんか。
(厚谷議長)
　済みません。私もちょっと確認させていただきたいと思います。
　それで今、出てきていましたユーパロの湯の関係なのですが、これまでの事業者さんも相当その経営がなかなかこの夕張で行っていくのが厳しいという背景については既にご説明をされた上で先方もいわゆる指定についての申し出をされてきているということなんだと思うんです。
　それで、ちょっと選定理由を見ますと、源泉を改修することで従前より施

設の維持管理費を大幅に圧縮することが柱ということで所謂、今まで経営が大変なのは収入がなかなか上がらないからというところがポイントだったと思うのですが、この記載の内容からすると所謂、維持管理経費を圧縮するような策がお持ちなのか、具体的にどういうことなのかというのをちょっと確認させていただきたいと思います。
(担当課長)
今、おっしゃられたとおり、過去の施設に関しては、維持管理するに当たってまず燃料代、電気代、水道代というのが維持管理費の中で非常に大きな比重を占める部分でございます。今回のバトナさんの大きな事業提案の柱となっているのは、自噴している温泉、源泉を動力を入れてよりお湯を、湯量を入れることによって、より多くの湯量が出る、あるいは温度の高いお湯が出るだということを過去のデータ等で分析しておりまして、そのお湯を引き込むことによって沸かし直しの燃料が少なくなったり、あるいはかけ流し的な運営をすることによって電気代とかそういった費用もかなり圧縮できる、その管理料、そういったことの中身で管理料、非常に以前やっていた方よりも圧縮できるのだというようなご提案が柱になってございます。
(厚谷議長)
ありがとうございます。
それと、もう一点ですが、地元で二つの日帰り温泉施設を再生されているということで、これは先方からの報告といいましょうか、説明によるものなのか、それとも現地の確認というのもされたのかどうかという点についてはいかがでしょうか。
(担当課長)
私を含めて職員が 2 名実は現地に行って、一度つぶさに伺って、その温泉施設も見てきております。そこは、持ち主の方が別にいらして、そこを借り受けるというか、家賃を払いながら運営をしていくという形態で現在 2 カ所とも稼働をしているということでございます。
(厚谷議長)
済みません。ありがとうございました。
じゃ、申しわけありません、あと二つだけ、ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、一つ、夕張市人口ビジョン及び地方版総合戦略ということで、それで今後、最後の策定委員会、それからパブリックコメントの募集という流れになっていくと思うのですが、この総合戦略の中にも十分盛り込まれているように、やはり市民の皆さんがこれから当事者意識を持って、他人事ではなくて、自分のこととしてこの町を考えるという非常にすばらしい目標を掲げていただいていると思うのですよね。そういう意味からすると、

当然これだけ厚いといいますか、膨大な資料ですね、基本はホームページということであると思うのですが、例えばマスタープランが策定された後みたいな形で何か印刷物にして配布できる予定というのは、今のところあるかないか、財源等々のこともあるかと思うのですが、それについては今、検討されているかどうかということはいかがでしょうか。市民への周知ですね。
(企画室主幹)
膨大な資料になりますので、基本的に概要版を作成して住民の方に配布するということもそうですが、やはり概要版では伝わらない部分がありますので、例えば 5 月に予定しているふれあいトークですとか、そういうところで積極的に内容の説明もしていこうと。概要版については、数量は決めていませんけれども、一定程度外部に公表できるような形はとっていく予定です。
(厚谷議長)
ありがとうございました。
それと関連してですが、これは今後の検討課題ということでちょっとそういう受けとめ方でお願いしたいんですけれども、夕張市過疎地域自立促進計画の関係です。それで一応資料拝見させていただきますと、例えば市内の情報が全て網羅されているのではないかなというふうにちょっと思うわけなのですね。それで、基本的にその法に基づいて策定しているものとはいいながらも、ほかの計画とも密接にかかわりあっていて、なおかつ詳細にいろいろなデータを掲載していただいておりますので、例えばこれを今まではなかったようなホームページのどこかにデータを置いていただくことは可能なのかなと、今の容量の関係等があると思うのですが、いかがなものでしょうか。
(企画室長)
こちらにつきましては、今ご要望にありましたホームページ等々は、容量とかちょっと確認しなければいけないこともありますが、議決いただいて策定したときには載せることは可能ですので、こちらの方向で考えていきたいと思っております。
(大山委員長)
よろしいですか。ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
ないようですので、これでまちづくり企画室を終わります。

【建設農林課】
1. 夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部改正並びに夕張市福祉住宅条例の廃止について

2.損害賠償額の決定について
3.市道路線の廃道について
4.降雪状況について
5.道道夕張長沼線（清水沢地区）工事について

（大山委員長）
　それでは、次に、建設農林課より報告を受けてまいります。
（都市計画土木課長）
　建設農林課から本定例市議会の付議案件を含め、5件報告いたします。
　説明については、担当課長、係長から説明申し上げます。
（都市計画土木担当係長）
　それでは、私のほうから資料1、資料2についてご説明させていただきます。
　資料1夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部改正並びに夕張市福祉住宅条例の廃止についてご説明いたします。
　今回の条例改正の主な内容については、平成27年度に市営住宅の除却を行っておりますが、各々の条例に基づく住宅について条例から削除するものです。
　初めに、夕張市営住宅条例の一部改正についてでありますが、公営住宅の除却により、管理戸数11棟42戸が減となるものです。
　続いて、夕張市賃貸住宅条例の一部改正についてでありますが、賃貸住宅の除却により管理戸数6棟19戸を減ずるとともに、清水沢宮前町にある賃貸住宅1棟4戸について、普通財産へ切りかえた上でＮＰＯ法人等へ貸し付けし、有効活用を図るため、条例から減ずるものであります。
　続いて、夕張市福祉住宅条例の廃止についてでありますが、最後に残っていた福祉住宅1棟4戸の除却により、本条例に基づいて取り扱う住宅がなくなったことから、夕張市福祉住宅条例を廃止するものです。なお、資料1の2ページ以降に夕張市営住宅条例及び夕張市賃貸住宅条例の一部改正に関する部分の新旧対照表をつけていますので、後ほどご確認ください。
　次に、資料2損害賠償額の決定についてであります。
　事故概要についてですが、平成28年1月18日月曜日に、夕張市南清水沢3丁目27番地にて発生した市営住宅付属ガス庫の扉が強風により飛散して、駐車していた車に接触し、車が破損したものです。被害額については、車両修理業者から見積書を徴し、平成28年2月16日開催の損害賠償委員会において承認を示談して市長専決としたもので、損害賠償額は9万9,206円となります。本件については、3月定例議会において報告するので、ご了承賜りますようよろしくお願いいたします。

いじょうでございます。
(都市計画土木担当課長)
続きまして、市道路線の廃道について、資料3よりご報告申し上げます。
市道末広ズリ山通線については、施設売却予定区域に含まれることから、延長 262.59 メーターを廃設するものであります。この廃道につきましては、第2回定例市議会の議案に提出するものでございます。
続きまして、降雪状況についてご報告申し上げます。資料4になります。
平成 28 年 2 月 26 日現在で、取りまとめたものでございます。清水沢観測の降雪量は 606 センチ、昨年の同時期 610 センチ、マイナス 4 センチの状況で昨年と同程度になっていった状況でございます。昨年と同程度ですけれども、右の欄にある積雪につきましては、本町観測で 66 センチ、清水沢観測で 47 センチとなっており、過去に比べると 50%から 80%の少ない状況になっているものであります。
また、2) の除雪の出動回数につきましては、全体で 22 回少ない状況でございます。2 ページにつきましては、平成 13 年度より各月ごとの降雪量及び除雪の出動回数を取りまとめました資料でございます。3 ページについては、平成 28 年 2 月 22 日現在の市内 17 カ所の積雪の深さの一覧表でございます。網掛けの部分は、昨年と同時期の比較であります。4 ページには、その観測位置の位置図の表がございますので、ご参照していただきたいと思います。
続きまして、5 の道道夕張長沼線(清水沢地区)工事についてご報告申し上げます。
昨年の 7 月から北海道で実施しております道道夕張長沼線清水沢工区につきましては、清水沢側と南清水沢側の二つの工区で行われておりました。清水沢側につきましてはほぼ完成しておりますけれども、南清水沢側の 287.3 メーターの工事区間内のうち、120 メーター間でのり面の延長が確認されたため、一旦本工事ののり面の観測調査を現在行っている状況でございます。したがって、2 月予定で完成を目標にしておりましたけれども、この地すべり等のどの程度の地すべりなのか、延長なのかというのを今、ボーリング調査等を行っておりまして、この調査をもとにのり面の安全対策を検討し、この区間の 120 メーターにつきましては、28 年度に完成をすることで変更になったことで報告がありましたので、ご報告申し上げます。
以上で報告終わります。

〔報告に対する質疑〕
(大山委員長)
それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

（今川委員）
　市営住宅条例の一部改正並びに廃止についてなンですけれども、普通財産へ所管替えしている市営住宅について、こちら側は現在使用について希望があるものでしょうか、それとも今後、活用法を公募するものなのでしょうか。
（都市計画土木課長）
　普通財産に所管替えする部分につきましては、27 年度の補正で今まちづくりの方で進めています清水沢エコミュージアムという活用の中で、今後活用を図られている住宅ということでございます。
（大山委員長）
　よろしいですか。
（今川委員）
　もう一つ確認だったのですけれども、資料 3 の方の市道の廃止、これはレースイの売却に伴うものという理解でよろしいでしょうか。
（都市計画土木担当課長）
　レースイの売却の予定区域に含まれますので、その前に廃道という形で手続きを行います。
（大山委員長）
　よろしいですか。ほかにございませんか。
（厚谷議長）
　済みません。1 点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。
　資料 1、市営住宅の関係ですね、今、今川議員のほうからもご質問がございましたが、所管替え市営住宅 1 棟 4 戸について、これはどの建物というのは確定しているのでしょうか。それとも今後どういうことになるのか。
（都市計画土木課長）
　条例で廃止する住戸を決めております。それで、今その分を合わせて条例から改正する、そういうことでございます。
（大山委員長）
　よろしいですか。ほかにございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　ないようですので、これで建設農林課を終わります。

【保健福祉課】
1. 夕張市介護保険条例の一部改正について
2. 夕張市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

（大山委員長）
　それでは、次に、保健福祉課より報告を受けてまいります。
（保健福祉課長）
　保健福祉課から、2点ほど報告させていただきます。
　まずは、報告の前に今日のレジメの 1 点目、夕張市介護保険条例等の一部改正についてということで、この等をちょっと錯誤で入れてしまいました。削除いただきたいと思います。
　それでは、夕張市介護保険条例の一部改正についてご報告申し上げます。介護保険関連の法令等の改正に伴って、今般夕張市介護保険条例の当該規定の改正を行おうとするものでございます。
　まず1点目、介護保険法の施行例により、介護認定審査会委員の任期が2年とされているところでありますが、平成28年4月1日から3年を越えない期間を条例で定めることができることとなったため、介護認定審査会委員の任期を3年とし、介護保険条例に新たに規定を設けることとするものであります。
　次に、平成26年に医療介護総合確保推進法が施行されたことに伴って、介護保険法が改正され、地域支援事業の見直しが行われたところでございます。それに伴い、平成27年3月に夕張市介護保険条例を改正し、地域支援事業の中の統括支援事業のうち、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の実施時期を平成30年4月1日としたところでございます。その後、本年1月に国の地域支援事業実施要項が改正され、その中で包括的支援事業の構成及び内容が明らかとなったものでございます。この事業が明確化されたことから、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業の実施時期を平成30年4月1日としていたものを平成28年4月1日からとし、介護保険条例の附則を一部改正しようとするものでございます。なお、この事業の実施につきましては、国から画一的な取り組みを求められているものではなく、既に実施している事業等もございますので、実施要項に定められたメニューを吟味しながら本市の実態に即して行うものでございます。なお、この事業については、関連機関、団体との情報の共有や連携が重要であることから、拙速とならないよう取り組むものでございます。
　2点目、夕張市地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正についてでございます。
　介護保険法の改正に伴い、28年4月1日から小規模な通所介護事業所は、市が今度は指定監督する地域密着型通所介護に移行することに伴い、条例の

関連規定を整備するものでございます。
　改正内容につきましては、地域密着型通所介護等の利用者に関する記録の保存期間を５年とする旨の規定を追加するものでございます。
　現在、市内には５カ所の通所介護事業所があり、そのうち３か所が今般の改正の対象となるものでございます。
　以上です。

〔報告に対する質疑〕
（大山委員長）
　それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。
　ございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　ないようですので、これで保健福祉課を終わります。
　以上で午前の会議を終了し、昼食休憩に入りたいと思います。
　午後からは１時から会議を再開したいと思いますので、よろしくお願いをいたします。
　　午前１１時５１分　休憩
　　午後　１時００分　再開
（大山委員長）
　それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

【市民課】
1.指定管理者の指定について

（大山委員長）
　それでは、市民課より報告を受けてまいります。
（市民課長）
　市民課の報告事項、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。資料１をお開きください。
　市民課所管の公の施設であります生活館及びコミュニティーセンターにつきましては、地方自治法及び夕張市生活館等設置条例等の規定により、これまで指定管理者に施設の指定管理を行わせてまいりました。現在の指定期間は、本年３月31日をもって満了となるため、資料にお示ししたとおり、該当する施設の指定管理者の指定について、ぜひ定例市議会に提案しようとするものであります。

なお、公募者の選定に当たっては、夕張市公の施設にかかわる指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、公募によらず従前どおり地域住民から構成される管理運営委員会、もしくは町内会の公募者として選定しております。

また、指定の期間をこれまで 5 年間としておりましたが、情勢の変化等に対応しやすくするため、今回は期間を 3 年間に短縮したものであります。

以上です。

〔報告に対する質疑〕

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

ございませんか。

(小林委員)

指定管理のそれぞれ経過、指定管理のまた再度ということなのですけれども、それぞれ施設、またその会館等老朽化もしているところもあると思いますけれども、そういう形で今までそれぞれ市の方で基本料金、水道、また電気代等の基本料金を大変楽になっていると思いますけれども、その部分にこれらの施設等見たときに、当然やっぱり地域にとっては大事な建物になってくるかと思います。その部分で、現状でそれら指定管理受けた中での課題はないのか、個々の対応があるのかどうか、現時点であればお聞かせください。

(市民課長)

小林委員の質問にお答えします。

財政再建団体入り以降、生活館等の施設を指定管理者にて管理いただいておりますが、その間、地域の人口等による利用者の減や、それから管理を担う次代の人材不足等の問題が生じているので、指定管理者から聞き及んでいるところでございます。幸いにも、国、道の 3 者協議によって、本問題を提起して、平成 26 年度より最低限の負担として、維持管理費の一部を助成することとしておりますが、状況が 100%改善するには至っていないことも私どもも承知しております。指定管理者側には、行政としてできること、できないことがもちろんありますが、まずは相談いただき、共に解決の道を探っていきたいという旨の趣旨のお話をしております。今回の指定管理を継続することにもそれにつながっていることと考えております。

以上です。

(小林委員)

それらを踏まえて、今の説明でそれぞれ施設管理されている方につきましては、今後の課題として、今、3 年間という年月を指定されておりますけれど

も、その分について十分な理解と、また協力してもらおうという反面あると思います。特に難状になっている場面もあるかと思いますので、今後とも対応よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

（大山委員長）

ほかにございませんか。

（厚谷議長）

委員の方からないようですので、ちょっと私からも質問します。

今回、指定管理の指定についてということで、これまでもいわゆる建物の構造的にいろいろ支障がある部分については、国の交付金なども活用しながら修繕を行ってきた経緯もあると思うのですが、今般それぞれ指定されている組織団体について、現段階でこの指定管理期間中に何か支障を来すような修繕の要望というか、そういうのがあるのかないのかということなのですが。

（市民課長）

現段階では、鹿の谷生活館の換気扇の部分の故障が生じていまして、そちらのほうは平成 28 年度の臨時費として計上して予算要求をしております。

また、今はそれ以外は把握しておりませんが、また先ほども申したように、指定管理者さんとコミュニケーションをとりながら、随時対応をしてまいりたいと思います。

（厚谷議長）

ありがとうございます。

そうしますと、これから先ほどまちづくり方から提案のありました公共施設の総合管理計画、ここともいわゆるすり合わせをしながら、やはり将来に向けてこの生活館の維持、当面維持していかれるということだと思いますので、そうすると例えば公共施設の総合管理計画の方向性が明らかになってくると、場合によっては修繕を行わずにそのままの状態で維持管理を続けるということも将来あり得るということに。

（市民課長）

今回の指定管理者の期間の切替えに当たって、昨年、各管理者さんとお話ししたのが、まず地域としてこの施設が必要としているかどうかということをまず前提としてお聞きをしております。私どもも地域が必要としている施設については残すための、もちろん先ほど申したようにできるものできないものございますが、相談に乗っていきたいと思っておりますし、その上でやっぱりなかなか必要度が上がらないというような施設に関してはそういった対応も考えていかなければならない部分も今後は出てくるのかなというふうに考えています。

（大山委員長）
　ほかにございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　ないようですので、これで市民課を終わります。

【総務課】
1.夕張市行政不服審査会条例の制定について
2.行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
3.夕張市職員給与条例の一部改正について
　夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
4.退職手当支給条例の一部改正について
5.夕張市職員の退職管理に関する条例の制定について

（大山委員長）
　それでは、次に、総務課より報告を受けてまいります。
（総務課長）
　総務課からは、記載のとおり 5 点の報告でございます。
　この 5 点、いずれも法律の改正に伴う関係条例の制定なり改正ということでございます。
　まず 1 点目の夕張市行政不服審査会条例の制定について、2 点目の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、この 2 点については総務課担当主幹より説明を行います。なお、このいずれの 2 点も給与条例に一部かかわっている部分がございますので、この行政不服審査法の施行に伴う部分について、全て鈴木主幹の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。
（総務課主幹）
　それでは、まず資料 1 をご覧ください。
　夕張市行政不服審査法条例の制定についてであります。目的ですが、行政の処分に対して国民が不服を申し立てることを定めた行政不服審査法、こちらのほうが制定後 50 年ぶりに全面改定されたと、これによって、公平性の向上、使いやすさ、救済手段の拡充等の観点から改正されたというわけであります。これにより公平性を確保するために、第三者諮問機関である行政不服審査会を設置しなければならないというところで本条例を制定するものであります。
　それでは、行政不服審査法の改正の概要の方をご説明したいと思います。3

ページをご覧ください。

まず、最初に改正の内容として、審理員による審理手続き、第三者機関への諮問手続きの導入ということで、今までは処分を下したところに不服申し立てをして回答を得るといったような形になっていましたが、4月からは行政処分を下した担当課に関係のない職員が審理員と市長から指名されてなり、両者の主張を公平に審理するといった形になります。それによって、有識者による第三者機関、これが行政不服審査会でありますけれども、こちらが審理内容を審査するという形になります。

2番目に、不服申し立ての手続きを審査請求に一本化ということで、これまで不服申し立てをする場合、国、道などの上級官庁については審査請求となっていまして、市町村が異議申し立てといったような取り扱いに分かれておりましたけれども、審査請求に一本化されるということであります。

3点目の改正点については、審査請求期間の延長ということで、現在、不服申し立てについては60日の請求期間ですが、これを3カ月に延長ということになります。これらのあわせて改正を行うということであります。

施行日については、平成28年4月1日からということになります。

続きまして、資料2をご覧ください。

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてということで、先ほど申しました行政不服審査法が全面改正されたことに伴いまして、それに伴う条例につきましても改正を行うということであります。

改正点につきましては、主に文言等の改正。こちらは先ほど言いました60日から3カ月に審査請求期間が延びたということの引用文、あと不服申し立てが審査請求、決定及び裁定などが裁決といったものの文言の改正であります。

それと、情報公開に関する審査請求の適用除外ということで、請求に基づき情報公開、個人情報の保護ということで、公開するか否かの決定につきましては、情報公開・個人情報保護審査会が第三者機関として、現在、諮問・答申を行っているというところであります。これを行政不服審査法による審理員による審査手続きを除外すると。現在、この情報公開・個人情報保護審査会が第三者機関として今、活動しておりますので、この部分については、この行政不服審査法の審理員の手続きというのを適用しないということで、適用しない条文を改正するということであります。

また、行政不服審査会の委員の報酬を定める。

それと、関係書類の謄本代の手数料を規定ということで、現在、行政不服審査については審査請求人、不服を申し立てた者ですけれども、現行規定によると、閲覧はできるのですけれども、今まで謄写ができなかったというの

が改正されまして、謄写が認められたことから、片面10円、カラーになると20円という手数料を規定するものであります。

なお、これらの改正点につきましては、この後説明します給与条例、それと企業職員の給与条例、それと退職手当支給条例についても同様に改正されるというところになります。

公布は、平成28年4月1日になります。

以上です。

（総務課長）

それでは、3点目の案件に入ってまいりたいと思います。

夕張市職員給与条例の一部改正について並びに夕張市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

先日の、前回の行政常任委員会におきましては、国家公務員の給与勧告、すなわち人事院勧告に伴う本市職員の給与条例の一部改正についてご説明を行ったところでございますが、今回の条例の改正は、今、鈴木主幹の方から説明がございましたとおり、行政不服審査法が全面改正されたことに伴う条例の文言等を改正するほかに、本年から試行という形で実施しております人事評価制度の本格実施に取り組んでいく場合、これまでは規則でうたっていた級別標準職務表、これを条例化しなければならないという規定に従いまして、給与条例の改正を行うものでございます。

資料でいきますと、7ページをご覧ください。

別表第2、第4条関係、級別標準職務表、行政職給料表というのがございます。皆さん、ご承知かと思いますが、市の職員の給料はこうした条例に基づいて1級から6級までの給料表を用いて、その職務、年齢、経験年数等において給与の格付けをし、給料の額を決定しているものでございます。この級別標準職務表というのは記載のとおり、1級から6級においてそれぞれの標準的な職務がどの級に当たるのかというものを示したものでございまして、先ほど申し上げたとおり、これまで規則でうたっていたものを、これを条例に加えていくという改正でございます。

次に、4点目の退職手当支給条例の一部改正についてご説明をいたします。

これも先ほど鈴木主幹の方から説明があったとおり、行政不服審査法が全面改正されたことに伴う条例の文言等の改正に加えまして、本市の職員の退職手当の支給月数、退職金を算定する場合の支給月数の引き下げについて改正を行おうというものであります。この内容については、旧財政再建計画におきまして、財政再建の取り組みとして、職員の給与を削減すると同時に、退職金についても段階的に引き下げ、最終的には総支給月数を20月にするという計画の中身がございました。

その後、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、本市は財政再建団体から財政再生団体に移行し、計画にあっても再建計画から再生計画に移行したという経緯がございます。この中で再生計画を策定した場合に退職金の支給月数を先ほど申し上げた20月まで削減するものを職員が大幅に削減となったことを踏まえ、初期の目的は一定程度果たされたという判断のもと、財政再生計画におきまして退職手当をもとの水準に段階的に戻していくということが再生計画の中身に盛られたところであります。

しかし、最終的には計画上、57月という退職金の支給月数に戻す、今過程にあるわけですが、この間記載のとおり国家公務員の退職手当の支給月数が49.59月というふうに減じられたという現状を踏まえ、本市にあってもこれに合わせて条例の改正を行わなければならないという状況でございます。

なお、国家公務員にあっては、退職手当の支給月数が減じたことに伴い、調整額を導入し実施をするということになってございます。この調整額の導入にあっても国家公務員に準じて、行使にあっても平成 28 年度の退職員支給から適用させていきたいということでございます。

この調整額というのは、退職直近 5 年間において退職する本人が、先ほど申し上げた職務級の何級に当たっていたのかに応じて職務の責務に応じて調整率を退職金に加算していくという制度でございまして、1ページの第7条に退職手当の調整額ということで条文を載せてありますが、第 1 号区分 4 万3,350円から第5号区分の0円、こういった調整額を用いて退職手当の本来の支給額にこの調整額を加算していくという方法を国家公務員を準じて実施していくという改正の中身でございます。

最後に、5点目の夕張市職員の退職管理に関する条例の制定でございます。後ろから2枚目、資料5、ご覧いただきたいと思います。

まず目的でございますけれども、平成26年で地方公務員法の一部改正が行われまして、地方公務員の退職管理の適正を確保するため、退職管理に関する規定が新たに設けられたということを踏まえまして、本市にあっても関係する条例を制定しなければならないということでございます。

この条例制定の内容ですが、退職前に行政運営上、極めて影響力を持っていた職員について退職後、再就職に対する働きかけなどの規制を目的として条例を制定するというものでございまして、これも国の法律の改正に伴って本市にあっても条例を制定するというものであります。

なお、国でいうところの管理、監督の地位にあった者というのは、国でいうところの部長職、あるいは課長職という位置づけでございます。しかし、これを本市に当てはめた場合、本市にあっては部長職がその該当になってくるということでございます。しかし、ご案内のとおり、本市は財政再建に取

り組んで以降、部制を廃止し、課制に移行したという経緯がございますので、市の職員にあっては部長級の職員は皆無ということでございます。

ただし、市立小学校、市立中学校の教職員についても、これは夕張市教育委員会の職員という身分を有するものでございまして、給与は道が負担しているという現状がございます。この中で教職員のうち、この国でいうところの部長級、あるいは課長級に当たるという部分でいきますと、学校長、小学校の学校長、中学校の学校長は本市に置きかえた場合、市の部長級という位置づけになりますので、これでいきますと今回のこの地方公務員法の一部の改正に関わってくるということでございますので、この部分について退職管理に関する条例を制定するものでございます。

以上です。

(大山委員長)

それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。

(今川委員)

行政報告審査法上の審理員についてお聞きします。

この審理員の方を選任することになるかと思うのですけれども、これはあらかじめ候補の名簿なので、何人とかと定めておくのでしょうか。それとも、手続きのたびに都度、選任するのか。また、どの程度の地位の職員がつくことになるのかをお聞きいたします。

(総務課主幹)

これは市の内部の方で順位付けをして名簿をつくるという形になります。

ただ、どういった者がなるかという質問の中では、関係のない部署ということで、通常は総務課長が第1という形で、あと第2、第3をこちらの方で考えるという形になります。

(大山委員長)

よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、これで総務課を終わります。

【財務課】

1.夕張市固定資産評価審査委員会手数料条例の制定について

(大山委員長)

それでは、次に、財務課より報告を受けてまいります。

（財務課長）
　財務課より夕張市固定資産評価審査委員会手数料条例の制定についてご説明させていただきます。
　先ほど、総務課より説明がありました行政不服審査法の改正に伴い、固定資産評価審査委員会において法の規定に基づき徴収する手数料の額等について規定するため、新たに固定資産評価審査委員会手数料条例を制定するものであります。
　手数料の額は記載のとおり、手数料条例と同額となるものであります。また、不服審査申し立てを行う手続きについて定めるため、固定資産評価審査委員会規定及び指定条例施行規則の一部をあわせて改正を行うものであり、関係条文につきましては、新旧対照表を添付しておりますので、ご参照お願いいたします。
　なお、条例の制定につきましては、次期定例会に提案を予定していることをご報告申し上げます。

〔報告に対する質疑〕
（大山委員長）
　それでは、これより報告に対する質疑を受けてまいります。
　ございませんか。
　　〔「なし」と呼ぶ者あり〕
　ないようですので、これで財務課を終わります。
　以上で、本日予定いたしました案件は全て終了いたしましたので、行政常任委員会を閉じます。
　大変ご苦労さまでございました。

夕張市議会委員会条例第 27 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会　行政常任委員会

　委　員　長